

返戻金制度について

弊社の紹介により就業したスタッフが、本人及び弊社の責めに帰すべき事由により就業後 60 日以内に退職した場合は、紹介手数料を下記規定に基づいて返金いたします。

但し、求人者の都合による解雇、求人者に起因する退職、本人の死亡、天災等の不測の事態による退職、弊社の免責が妥当とされる場合は、この限りではありません。

【返戻金規定】

退職時期	返戻金の割合
14 日以内に退職した場合	紹介手数料の 90%
30 日以内に退職した場合	紹介手数料の 80%
60 日以内に退職した場合	紹介手数料の 50%

※紹介予定派遣の場合は、この規定は適用いたしません

事業所名：ウィーメックス株式会社

2024 年 8 月 1 日